



Title	序文 特集について
Author(s)	稗貫, 俊文
Citation	新世代法政策学研究, 8, 77-88
Issue Date	2010-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/44557
Type	departmental bulletin paper
File Information	HJNGLP008_004.pdf



序文 特集について

稗 貫 俊 文

本特集「国際金融危機と東アジア経済法の現状」は、2つの小特集からなる。いずれも、2009年11月22日、23日に台湾の高雄大学で行われた東アジア経済法シンポジウム「国際金融危機と東アジア経済法の現状」における諸報告をもとにしている。本シンポジウムでは、第1に、2008年9月の国際金融危機と東アジア経済法の対応を主題として、台湾や日本、韓国、タイの経済法学者が一堂に会して、経済不況下の国際経済法や経済法、競争法のあるべき姿を議論した。これは多元分散型のガバナンスの課題に相応しく、東アジア各国のレベル、東アジア地域のレベル、世界のレベル(WTOやIMF)の3層レベルで報告が行われ、EU統合における「補完性の原理」にも似たガバナンスの可能性を示唆するものとなった。本誌では、残念ながら、報告者の都合により、当日の報告をすべて収録しているわけではない。他方で、本シンポジウムに参加できなかった中国の経済法学者から本特集のために原稿をいただいております、それを掲載することができた。

この主題とは別に、高雄大学では、台湾を含めた各国の競争法の現状とその個別の課題について議論する機会をもった。そこで、第2小特集として、その報告を本誌に収めた。この課題については、さらに、2009年2月に、札幌(北海道大学)で国際シンポジウムを開催したときにも貴重な報告がなされたので、それらの報告も含めて、第2小特集を構成することにした。

ところで、東アジア経済法のシンポジウムを台湾の高雄大学で開催するのは5年ぶりであった。シンポジウム主催者を代表して稗貫俊文が次のように挨拶しているので、記しておきたい(なお、稗貫は、2009年10月の本シンポジウム開催の当時、北海道大学グローバルCOE「多元分散

型制御を目指す新世代法政策学」研究の競争法班の責任者であり、同時に、基盤研究(A)「構造調整をふまえた東アジア経済法の新段階：共同体を先取りするモデル競争法の提言」の研究代表者であった。)。

「皆さま、お久しぶりでございます。2004年に高雄大学で、東アジア経済法研究会を開催していただきました。あれから5年経って、こうして再び皆さまとお会いできることをとても嬉しく、また懐かしく存じます。過日、高雄では台風と洪水の被害に遭われたことを心からお見舞い申し上げます。そのような困難に遭遇されながら、この様な大規模な大会を開催して下さることに感謝いたします。

さて、私たちの東アジア経済法の共同研究も少しづつ進んでおります。私の同僚の鈴木賢教授の東アジアの司法制度の最近の研究は、ロースクールの設立を含む司法制度改革の現状を明らかにしました。日本でも、韓国でも、それぞれのロースクール構想は実現されました。台湾では、ロースクール構想が途中で一旦止まってしまったと聞いております。中国でも、法曹制度の改革が行われていると聞いております。東アジアでは比較的強大な行政権に比して、司法権は「小さな司法」と特徴付けられます。経済法、競争法のエンフォースメントに関して、公正取引委員会による公的執行が主導的で、私的執行は少ないとされます。それが今般の司法制度改革によりいささかでも変化してゆくか注目されるところです。

韓国の権五乗先生は、韓国では、そして東アジアでは、自由競争よりも公正競争が理解され、支持されやすく、両者はときに緊張関係にたつという洞察を日本の学会で公表されたことがあります。これは東アジアでは公正競争が国民に支持され強く運用されることを示しております。これは東アジアで競争法を発展させる上では強みであるという見方も可能です。

同様のことは、競争法の執行機関の独立性についてもいうことができます。東アジアでは、競争法の執行機関の独立性を求めることは至上命題とはいえません。甲南大学（当時は神戸大学）の根岸教授が2004年10月23日に神戸で行われた国際シンポジウム「アジア市場における持続可能な競争秩序の多様性に向けて—法動態学からのアプローチ」で唱えたように、競争法をまず執行すること、実績を上げることが重要であり、独立性が無くても強い行政機関で運用されることが最初の段階では重要だとされます。このことは権五乗教授も支持しているところで、これが韓国の競争法

の当初の教訓であるとされています。また徐士英教授など中国の経済法学者によれば、中国でもこの様な考え方を支持する方が多いようです。

東アジア競争法の適用における特徴は、①競争制限の原因に行政権が関与していることが多い、②自由競争よりも公正競争が理解され支持されやすい、③行政権の裁量的権限が強く、その法的統制は弱い、④司法権は弱く、時に腐敗している。と言うことがあげられます。私たちはこの様な特徴に東アジア競争法の弱点を見て、必ずしも悲観的に考えるものではありません。今回のテーマである世界的な金融不況の影響下で、東アジア経済法・競争法は、この様な経路依存性をもった法執行の特徴を生かして運用されるほかないからです。

前回の2004年に台湾・高雄に伺ったときに、当時、公正取引委員会の会長であった黄宗楽先生から、「公平来自法制 卓越出自競争」という言葉を頂きました。私なりにこの言葉を理解すれば、東アジアの競争制限は政府の裁量的（恣意的）な権限行使が原因であることが多いことから、公正な競争を確保するためには行政権の法的な統制が必要であり、「公平来自法制」ということが重要であり、次の段階で、自由競争の重要性が理解されれば、「卓越出自競争」と言うことになるのであろうと思います。

世界的な不況下で、WTO、IMFの動きは東アジアからどう見えているか。各国と東アジア地域の経済法はどのように運用されるべきか。また東アジア競争法の現状はどうなっているか。この様な多様な議論の場と機会を与えて下さった台湾の国立高雄大学の皆さま、台湾国際法学会、高雄市政府の皆さまに心よりお礼申し上げます。」

以下では、読者の便宜のために、二つの小特集を構成する諸論文を簡単に紹介しておきたい。

第1小特集 金融危機と東アジア経済法

2007年のアメリカの住宅バブルの破綻に始まる金融危機は2008年9月には世界の金融危機に拡大し、その影響は様々な形で東アジアにも及んだ。危機の余波は去ったとはいえ、今も不透明で不安定な経済状況が続いている。当初の深刻な影響がまだ去る間のない2009年11月に、私たちは台湾

の高雄大学で、このシンポジウムを開催した。

ここに収められた3人の論文は、議論の対象やレベルは異なるが、いかなる経済状況においても、たとえ金融危機という事態においても、一貫した競争政策の遂行が重要であることを説くことにおいて共通している。許宣論文の「競争法は、危機の原因ではなく解決策である。」との言葉がそれを象徴している。

栗田 誠「金融・経済危機と日本の経済法制度改革の行方」

栗田論文は、今般の金融・経済危機を経済法の観点から検討するにあたり、日本経済が長期低迷に陥った1990年代初頭のバブル崩壊以降まで遡って、日本の競争政策の行方を見据える。栗田教授は、20世紀末に競争政策の強化を目の当たりにして、21世紀に入れば独禁法が日本の自由競争経済を支える基本法の地位を占め、競争政策の理念に反する制度や政策は復活させないという理解が広く形成されるだろうと予想（期待）したという。しかし、今や、規制改革の揺り戻しの動きや独禁法の規制の変質が進行していると見ており、予想（期待）は実体を伴わない、表面的なものにすぎなかったのかもしれないという感慨を表明している。

たしかに、日本の競争政策は大きな曲がり角に立っている。経済の開放性を妨げる悪しき既得権を解体する諸施策は、社会に格差をもたらすものとされ、今や、市場原理主義、新自由主義と言うレッテルを貼られて葬り去られようとしている。諸施策が日本社会に格差をもたらしたとすれば、既得権益に寄生された制度がもともと所得再配分の制度であったことに由来すると思われる。実際には、日本では、市場原理主義（独禁法も政府介入として否定する）が一度も採用されたことはなく、新自由主義の思想の根にある市民の社会的包摂という前提が理解されることもなかった。栗田教授は、経済危機の時代に競争法の着実な運用を唱えるのは「ドン・キホーテ」のように見えるかもしれないが、それは実際には時代を先取りする「ヴァンガード（先駆者）」に外ならないとする。東アジア共同市場についても、質の高い市場の形成が求められていると主張する。栗田教授は、事態を後戻りさせない法の機能に着目し、法の技術的な洗煉を通じた一つ一つの判決や審決の蓄積により、危機の時代にこそ、質の高い市場の基礎を形成することが必要であると提唱する。

徐 士英「金融危機における政府規制の慎重な対応の必要性」

本稿で、徐士英教授は、米国のサブプライムローンの破綻問題から波及した金融恐慌を、「国際市場の形成とそれに続く制御できない競争が、深刻な破壊性と広汎な商業危機をもたらし、それが直ちに国際市場の危機になった。」とのマルクスの旧い言葉を引用しながら、資本主義の本質的な経済危機として特色づける。そして、中国では、金融危機の深刻な影響は受けていないとしつつも、ある程度の特別な措置をとられるだろうと見る。

しかし、徐士英教授は、対応策において、興味深い提案をする。中国の中央政府と地方政府がとるべき措置は慎重であるべきとして、金融危機を市場の失敗という単純な特徴付けによって介入することに警鐘をならすのである。ハイエクを引用し、また、米国の憲法原理である実体的デュー・プロセスの思想を引き合いにだし、米国の1930年代の大恐慌時の歴史的な経験に対して市場擁護の立場から提言が行われる。そして、金融危機の衝撃の下でも、政府は、過剰な規制意欲を抑えるべきであり、取られるべき措置は手続きを重視した政府規制の一般原則に従うべきであるという。そして、取られるべき措置の合理性は「市場の失敗の測定」の3つの基準、すなわち、①市場の失敗であることの実証、②措置が不合理な資源の配分を減らすこと、③措置の有益な効果が、それにかかった行政コストと、生み出された非効率な市場という結果とを凌ぐものであること、により評価されるべきであるという。このような合理性の評価を怠れば、政府の失敗をもたらすという。ルーズベルト大統領のニューデール政策ではかかる政府の失敗の種がまかれ、長期に見て、それが今日の米国経済の危機と低迷の布石になったという。

許 宣「直近の金融危機と韓国競争法の執行経験」

この論文は、韓国経済の危機が韓国政府の競争法の執行に及んだ影響とその結果を批判的に検討する論文である。筆者は、韓国公正取引法のなかにある経済危機下の産業政策的な必要性を容れる条文や適用除外カルテルの制度を検討した後、1997年の韓国の通貨危機を経験を振り返り、そのときの韓国の公正取引委員会の法執行状況は、現代(ヒュンダイ)自動車とキア自動車の合併などの救済合併の審査を除けば、比較的厳格で一貫したものであったとみている。それにはIMFやOECDの勧告や助言が大きか

ったとも評価している。

他方、2009年初頭に韓国の公正取引委員会が発表した経済危機に対する公式見解は厳格な競争政策を堅持するというものであったのに、競争当局は、適用除外カルテルの積極的な運用などで妥協的な姿勢を取ったと批判している。不況期のアメリカの石油市場や金融市場において不況に乗じて独占的な巨大企業が出現した過去の歴史があり、韓国においても、1997年の通貨危機時に自動車市場が独占化されたことを忘れてはならないという。「競争は、危機の原因ではなく解決策」であるとして、金融危機の時においても、競争法は厳格に運用されるべきと明快に主張する。

東アジアで競争政策の原理主義に近いこのような主張に遭遇することは少ない。主張は非政治的であるが、極めて明快である。主張の明確さは、競争政策に関する韓国の政治的な勢力配置とその相克に対峙することで得られていると思われる。競争法と競争政策の原理主義の主張として、十分共感することができるであろう。

第2小特集 東アジア競争法の新動向

東アジア競争法は、1980年の韓国から始まり、1991年の台湾、2007年の中国と次々と制定され、また頻繁に改正されてきた。この様な動きは、これまで、シンポジウムが開催される機会毎に、新しい動向として報告しあい、議論してきた。今回は、台湾や韓国の外に、香港の競争法案の動向も加えることが出来た。また、韓国と日本の競争法の域外適用や、中国の行政独占や不公正取引の動向など個別課題の報告も得ることができた。

鄭 浩烈「韓国公正取引法における最近の動向」

本稿は、2008年2月に、韓国の経済再生を掲げて発足した李明博大統領の政権下の競争政策の動向を法改正と法執行の面で紹介するものである。

紹介された項目の中では、何よりもまず、不公正な取引方法の扱いが注目される。不公正な取引方法の規制に多くの行政リソースを割かれることから、韓国では、私的紛争の類は民事調停に委ねて、市場支配力の濫用規制に重点を移すという。日本でも、とくに取引上の優越的地位の濫用規制や下請事業者に対する抑圧行為の規制が独禁法実務で大きなウエイトを

占めている。韓国では、これが、新たに設置される公正取引紛争調停協議会による不公正な取引方法の調停制度で対処されることになった。この調停協議会は、公正取引委員会内に設立された公正取引調停院のなかに置かれるという。その後、調停制度が利用されていることについて、中山武憲「研究ノート 東アジア諸国経済法における不正な取引方法規制の現状と課題」『名経法学』28号119頁以下、137頁(2010年3月)を参照されたい。

カルテル規制では、外形的行為の一致と競争制限効果から不当な取引制限の存在を推定するという従来の規定を変更し、合意の推定規定に止める改正がなされたとされる。カルテル規制では、また、リニエンシープログラムの裁量性を減らして免除基準を具体化したことにより申告が増えたという経験が語られており、興味深いところである。そのほか、同意審決命令の制度の導入や、違反行為を申告した個人に対する褒賞金支給制度の導入が紹介されている。

概していうと、李明博大統領の政権下で、財閥規制に関する経済力集中規制は緩和されているが、韓国の独禁法の運用は活発で、規制は強化されているという。本稿で言及された改正法の条文に関して、中山武憲「韓国独占禁止法2009年改正法」『企業法研究』(名古屋経済大学企業法制研究所)22号49-127頁(2010年3月)があるので参照されたい。

なお、本報告をなされた鄭浩烈・成均館大学教授は、その後、間もなく、李明博大統領の政権下で公正取引委員会の委員長に就任された。

申 鉉允「韓国競争法における域外適用の近年の動向」

経済のグローバル化を反映して、韓国では、日本で取りあげられたのと同じ国際カルテル事件が取り上げられている。しかし、日本では警告で終わった事件が正式な事件として取り上げられており、日本よりも一歩進んで国際カルテルを規制していたことがわかる。さらに、裁判となった事例があり争点が公開されている。日本の独禁法では、裁判例はなく、これほど詳細に理論的な課題を明らかにした例はないと思われる。

韓国では、2004年の改正で、独禁法(公正去来法)第2条の2に「この法律は、国外において行われた行為であっても、国内市場に影響を及ぼす場合には、これを適用する」という効果主義による域外適用を認める規定が置かれた。しかし、その前から、グラフィイト電極事件(2002年4月)

においても、ビタミン国際カルテル事件（2003年4月）においても、効果主義的な運用がなされ、それが審決を経て裁判になっている。

申鉉允教授が紹介する国際カルテルの事例は、上記2件のほか、コピー用紙国際カルテル事件（2009年1月）、マリーーンホース 国際カルテル事件（2009年5月）がある。審判や裁判で問題になった法的な論点と帰結が丁寧に紹介されている。調査や法執行に関する課題も紹介されている。国際的企業結合については、韓国でも違反事例はないが、申請事例とデータが紹介されて有益である。

筆者は、域外適用の積極化は経済のグローバル化で不可避となるとしながら、国際的に統一基準がないままに、各国の法制と政策判断で域外適用が行われる現状では、書類の送達や措置命令の実行、課徴金の納付命令などの国際法的な側面で十分に解明されない課題が残るのは避けられず、それは多数国間の継続的な協議による解決しかないとしている。

顔 廷棟「台湾競争法の動向と今後の課題」

1992年2月に施行された韓国独禁法は（公正交易法）は、1999年と2002年の改正を経て、不公正取引規制を中心に、活発に運用されている。筆者は、台湾の公平交易法の最大の特徴として、本来民事的・司法的に処理されるべき不正競争行為やマルチ商法が競争法の範疇に取り込まれているとして、これは被害救済の迅速化や行政処理権限の集中を図るためであると考えられるとする。しかし、その取扱い如何によっては、競争法の性格を曖昧なものとしかねないとも述べている。

最近の執行事例が紹介されている。市場支配的地位の濫用事件として、CD-R パテントプール事件が取り上げられる。経済状況の悪化により、ライセンスが高額の特許ロイヤリティが負担できない状況で、価格濫用の規制が行われた。企業結合事件では日本資本の楽天と台湾統一超商（セブンイレブン）の事業統合が一定の条件で許容された。中国石油会社と台塑石化会社の寡占的な協同行動が公正取引委員会によりカルテルと認定され過料を科されたが台北高等行政裁判所で証拠不十分で取り消された。不公正な取引方法では、百貨店の納入業者に、同百貨店のから半径2キロ以内のショッピングセンターでは同種の商品や役務の販売をしないように義務付けた拘束条件取引の例として、太平洋崇光百貨店（SOGO）事件がある。

2007年の改正案の概要が紹介がなされている。市場支配的事業者の売上高基準の引き上げで規制対象を絞り、規制の効率化を図るといふ。適用除外カルテルとして、規格標準、共同研究、合理化、輸出入取引の改善、不況克服、中小企業の競争力強化の共同行為を認める条項の新設、制裁金の引き上げ、リエンシーの導入金制度の導入がなされるという。しかし、2010年6月9日の改正は21条の虚偽不実又は錯誤誘引の表示・標識に関するもので、上記の改正案は、現時点では、法律になっていない。

鄭 建韓「香港における競争法の展開」

香港の競争政策と競争法に関する紹介はすくない。本稿は、その現状を紹介するものである。香港政府は、競争法を制定すべきか否かに関する意見を募集すべく、2008年5月から3ヶ月のパブリックコメントを行った。そして、そこで集められた意見を検討し、競争法の制定が必要との結論に達したという。

それまで、香港政府は、競争が活発に行われている香港においては包括的な競争法は不要であるとの見方を維持してきた。その例外が、テレビジョン放送と電気通信の両分野である。

これらの事業分野が例外とされた理由は、テレビジョン放送分野では、外資規制やメディア横断的所有の制限などに見られるように、常に規制の対象となってきたことによる。そのため同分野に競争法規制を導入することに業界側から大きな抵抗はなかったとされている。放送法は、条文をみれば、13条の競争制限的規制は EC 条約101（旧81）条に類似しており、14条は支配的地位の濫用を禁止しており、これは EC 条約102（旧82）条をモデルにしたものである。放送委員会が執行機関である。

電気通信分野の規制も、1990年代半ばの規制緩和で導入された競争を促進するためのもので、電気通信法はオーストラリア競争法の影響を受けているという。電気通信法 7K 条は競争制限的規制を、7L 条は支配的地位の濫用を規制している。7M 条は欺瞞的顧客誘引、7P 条は香港で唯一の合併規制であるという。執行機関は電気通信管理局である。

包括的な競争法の必要性が認められて興味深いことは、香港の法体系は英国法の影響下にあることから、執行機関と手続きの面でどのような作り方をするかということである。現在の法案では、香港政府は、欧州共同体

の競争法に沿って、競争委員会 (Competition Commission) と競争審判所 (Competition Tribunal) の創設を考えており、最終案では競争委員会の権限は弱く、審判所が違法の決定権と救済権限をもつようである。

林 秀弥「平成22年独占禁止法改正法案の検討」

日本の独占禁止法は、平成21年改正で、課徴金の対象範囲を、私的独占の排除行為や不公正な取引方法の共同ボイコット、差別対価、不当廉売、再販売価格維持行為、取引上の優越的地位の濫用に拡大した。この様な規制強化が、規制の過剰をリスクを生み出し、事業活動を萎縮させないかという経済法学者などの懸念を生み出したが、改正はそのまま成立した。台湾における林報告は、主として平成21年改正の紹介と検討の報告であった。

林論文は、事態の急速な進展に合わせて、平成21年改正の部分は省略して、提出されたばかりの平成22年改正法案を詳細に紹介し、検討するものとなった。本誌の掲載のために適切な判断を下さったといえよう。

平成22年改正法案は、第1に、審判制度を廃止するものである。それにともしない実質的証拠原則の廃止、裁判における新証拠の提出の原則許容が行われる。第2に、排除措置命令の取消訴訟の専属管轄を東京高裁から東京地裁に移すことが提案されている。第3に、事前手続きである意見聴取における公取委の指定職員による主宰手続の明確化が行われる。そのほか、証拠の閲覧、謄写手続きの部分改正などがある。

審判制度の廃止により、裁判所の役割が大きくなり、公正取引委員会は普通の役所になるというべきであろう。公取委に依然として独立性や公平性が求められるとしても、個々の委員の独立性やそれに伴う身分保障は根拠が薄弱になる。林論文が述べる公正取引委員会の独立性の脆弱化の懸念は指摘の通りであろう。長く続いた独立行政委員会制度の存続の危機といってもよいだろう。

孫 焯「中国における行政独占の実態について」

孫論文は、2008年に施行された中国の反壟断法 (中国の独占禁止法) のなかで行政独占として禁止される取引指定、地域閉鎖、競争制限行為への強制、競争制限内容を含む規則の制定以前の事例を紹介するものである。行政独占は中国の独禁法制定において規制を盛り込むべきか議論になり、

制定が遅れた理由の一つになっていると言われる。その実態が日本で詳細に説明されたことはないであろう。この事例をみると市場の開放性が地方政府の関与により妨げられており、資源配分の効率性という市場経済の重要な前提の一つであり、同時に不可欠の帰結が欠如していることを示している。このような行為が実際に規制されるかどうかは、独占禁止法の条文に明記されたかどうかではなく、中国独占禁止法の執行体制と執行の政治的な意思によると指摘する。

中国の経済発展により、政府機関の介入による競争制限行為は新しい形態が現れているという。例えば、日本でも長く問題にされた行政指導による競争制限行為や、官製談合も含む行政独占の補助行為も現れているという。この問題を解決するために、筆者は、最後に、「行政型競争制限行為」という統一された違法概念を創設して対応すべきことを示唆している。

岡本直貴「日本独占禁止法の域外適用—近年の国際カルテル事件を題材にして」

本稿は、最近の日本における国際カルテル事件を題材にして、公取委が日本の独占禁止法を域外適用する問題を考える。日本の競争政策における域外適用に実務として展開が見られた。マリンハウス事件 (公取委平成20年2月20日排除措置命令、審決集54巻512頁) とブラウン管事件 (公取委平成21年10月7日排除措置命令、審決集56巻掲載予定) である。

これまでは、国内外の人造黒鉛電極の製造業者が行った価格カルテル事件 (公取委平成11年3月18日警告) と、ビタミンの製造販売業者が行った生産数量カルテル事件 (公取委平成13年4月5日警告) があるが、いずれも、独占禁止法3条又は6条に違反するおそれがあるとして、日本事業者のみに対し警告が発せられているのみであった。韓国はこれらの国際カルテル事件を正式に取り上げていることから、リニエンシープログラムの効果は歴然としているといえるだろう。これらの事件の当時は、日本では、独禁法の課徴金減免制度は議論されている段階であった。

岡本論文は、これらを素材にして、国際カルテル事件における「一定の取引分野」は国内にとどまらず行為が行われた全体を含む国際的な市場をとるべきこと、域外適用の範囲は効果理論をとることを前提に議論を進めるべきであると述べる。前者についてはなお議論はありうるかもしれない

が、後者については、たしかに、そうであろう。日本の独禁法に域外適用を認める明文の規定はないが、岡本論文が指摘するように、効果理論を採用するか否か議論の段階は過ぎて、効果理論を採用したときに生じる個別の論点の検討が今後の課題となるであろう。

韓 懿「中国競争法における「相対的な支配的地位」の濫用理論について」

中国では小売業者が特定の納入業者の商品を陳列・販売させるのに当該納入業者から「サービスチャージ」を徴収したり、買ったときによる差別対価、納入業者が納入した商品の代金を小売業者が支払い遅延することなどが問題になっている。

本稿は、小売業者が零細納入業者に対してこのような取引上の地位を濫用する行為が問題になる中で、不公正な取引方法の規制のあり方に関して、中国の経済法学者の学説の現状を紹介するものである。「相対的な支配的地位」の濫用理論がキーワードとなる。

反壟断法に導入されるべきと言う「相対的な支配的地位」の濫用理論は、ドイツ競争制限禁止法や日本の独禁法を参照しつつ、それを反壟断法17条、18条の解釈に活用すると言う議論である。

小売事業者の取引上の濫用行為を規制することは、中国の競争法に固有の課題であるが、筆者は、日本法の不公正な取引方法の学説の現状に照らして、これを説明しようとしている。「相対的優越的地位の濫用」規制を支持する立場は、零細納入業者に対する小売事業者の取引上の濫用行為の規制を積極的に支持して、不公正な取引方法（力の濫用）の規制の基盤となるものとする日本の正田彬説や舟田正志説に近いという。他方、「相対的優越的地位の濫用」規制に反対する立場は、競争法のグローバルな収斂を唱える日本の村上政博説に近いという。日本の学説の文脈におくと分かり易い。筆者は、取引上の濫用行為を契約法などの領域に移して、グローバルスタンダードで統一すると言う米国流の議論を当てはめるのは単純すぎるであろうという。競争法のグローバルなハーモナイゼーションを意識しながらも、他方で、中国の現実を見据えた議論がおこなわれていると見るべきであろう。今後の東アジアの競争法のスタンダードを考えるうえで意義深い紹介である。